

## 鳥取県東部広域行政管理組合 廃棄物等審議会委員の募集

### 募集内容

廃棄物の処理及び再利用並びに本組合が設置する公の施設の管理運営に関する基本的事項について審議

【任期】 委嘱の日から2年

【会議の開催】 3回程度/年

### 募集条件

鳥取県東部地域在住の20歳以上（令和7年4月1日現在）で、平日開催の会議に出席可能な人

### 募集人員

3人程度

### 報酬

7千円/出席1回

### 募集方法

書類選考 4月30日（水）必着

応募理由を400字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかで問合せ先まで

### 応募先・問合せ先

鳥取県東部広域行政管理組合事務局環境衛生課  
（〒680-0052 鳥取市鍛冶町18-2）

電話 0857-26-0532

FAX 0857-29-2759

メール kankyo@east.tottori.tottori.jp

【問合せ先】 役場税務住民課 ☎75-4114

## 協会けんぽ鳥取支部加入者の 皆さまへ

令和7年3月分（4月納付分）からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします。

### 健康保険料率

令和7年2月分（3月納付分）まで

9.68%

令和7年3月分（4月納付分）から

9.93%

### 介護保険料率

令和7年2月分（3月納付分）まで

1.60%

令和7年3月分（4月納付分）から

1.59%

鳥取支部の健康保険料率は変更となります。  
（全国平均保険料率は10.0%です）

介護保険料率（全国一律）も変更となります。  
皆さまの理解をお願い申し上げます。

※40歳～64歳までの人（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

### 【問合せ先】

協会けんぽ鳥取支部企画総務グループ

☎0857-21-3031（音声案内④）

## 4月2日は「世界自閉症啓発デー」

## 4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です

「発達障がい」は、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（ADHD）、学習症（学習障害）などを指し、生まれつき、脳機能の発達にアンバランスさがみられます。

自分の気持ちを上手く伝えられない、他人の言葉の意図をうまく理解できない、注意を持続させることが難しい、「読み」「書き」「計算」等、特定の学習が極端に苦手など様々な症状があります。そのため、保護者が子育てに悩んだり、子どもが生きづらさを感じたりすることもあります。特性に応じた生活環境等の工夫をすることで、本人の持っている力を活かしやすくなり、日常生活の困難を軽減させることができます。鳥取県内には、発達障がいの子育てを経験した保護者が悩みを聞いたり助言を行うペアレントメンターがいます。ぜひ、利用ください。

【問合せ先】 ペアレントメンター鳥取 ☎0857-30-0670

